

中間報告書案の作成方法

中間報告書案の作成方針

《大前提》

原則として、これまでに検討委員会で出された意見を削除することはしない。

中間報告書案は、条例案のかたちにとどめるのではなく、考え方や論点を整理するにとどめる。

《具体的な作業の流れ》

これまでに検討委員会で出された意見を一覧できるように再整理する。
意見の一覧性を高め、中間報告書案に盛り込んだ意見、盛り込まなかった意見がわかるようにするとともに、議論し忘れていた項目がないかをチェックできるようにする。
その一覧表を用いて、検討テーマごとに、次の項目を整理する作業を作成委員会が行う。

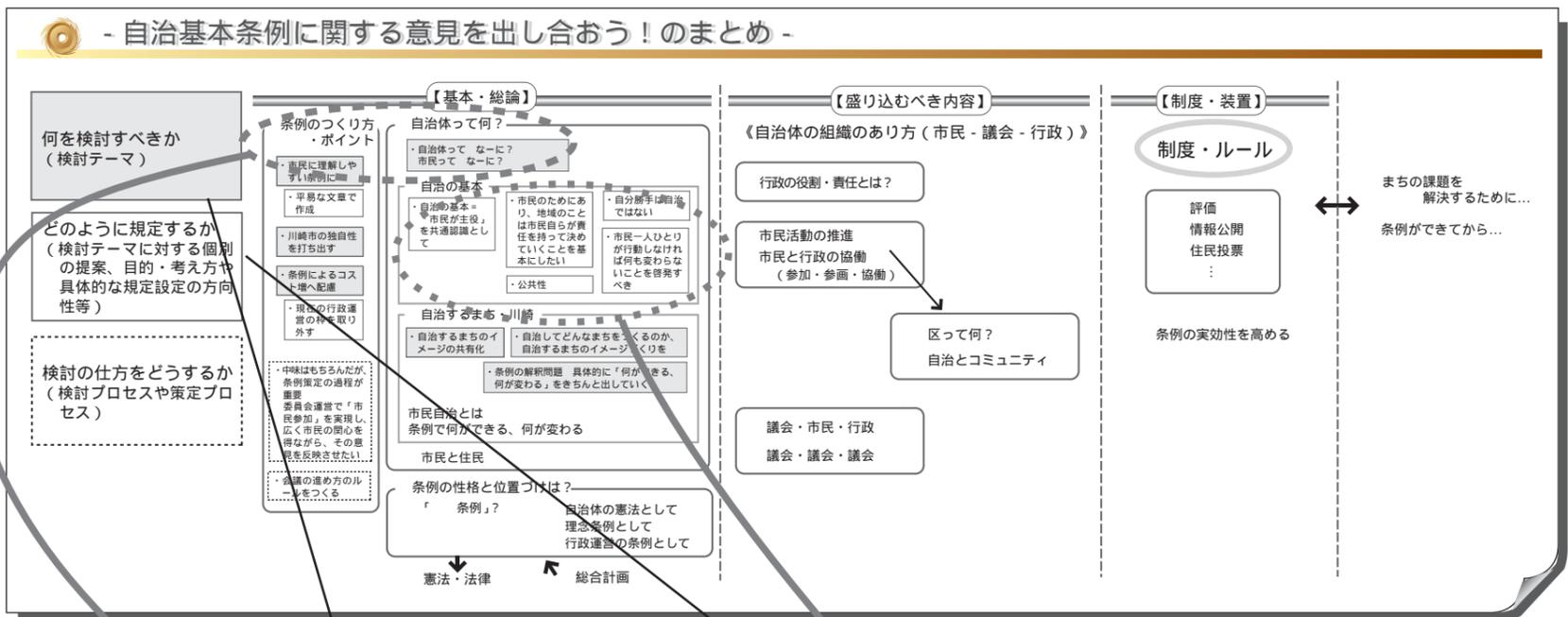
共通項	...意見の主旨が共通していると考えられる項目
背景と課題	...背景と課題に該当すると考えられる項目
論点	...議論が足りない項目や議論を深めることが望ましいと考えられる項目など

作成委員会が整理した内容を検討委員会に報告・提案し、意見をもらう。
作成委員会が再度検討を進める。

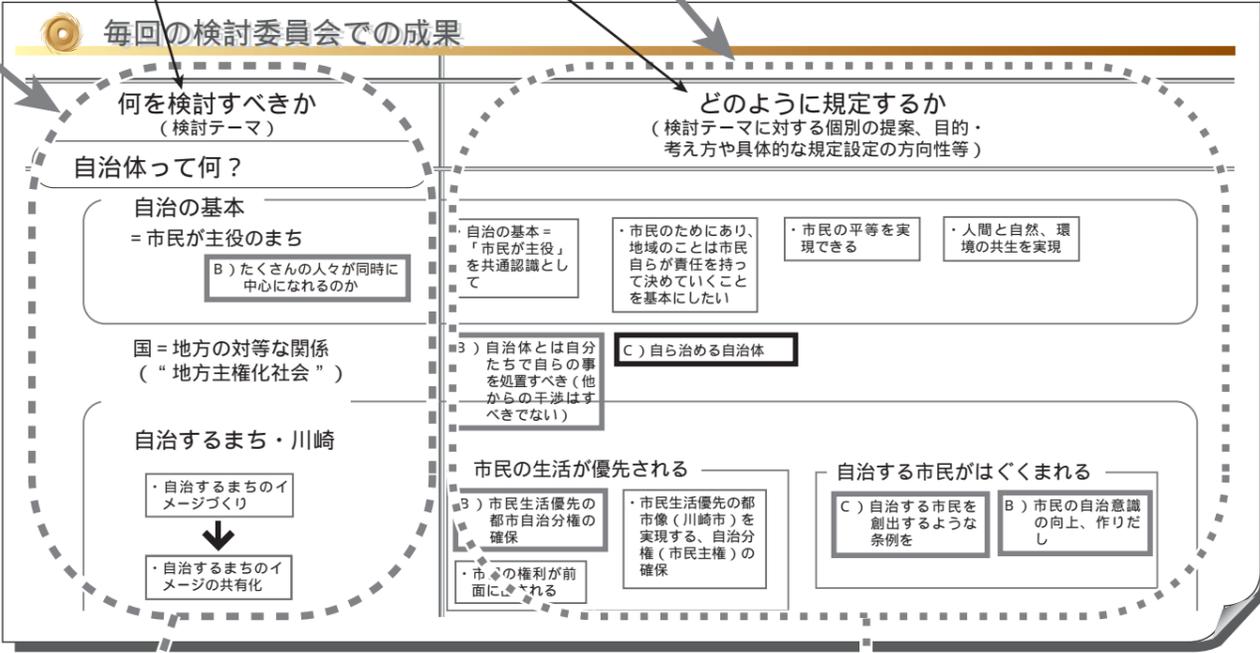
(と を繰り返し行い、中間報告書をつくりあげる。)

中間報告書案ができるまで

これまでの検討委員会における議論の流れと、検討委員会で出された意見の整理作業をまとめると次のようになる。



- 《第3回》**
《第6回検討委員会》
- 【基本・総論】
条例のつくり方・ポイント
自治体って何？
 - 【盛り込むべき内容】
《自治体の組織の役割・責任》
《自治体における市民・議会・行政の関係》
《区のあり方》
《自治とコミュニティ/市民活動の推進》
 - 【制度・装置】
評価制度/情報公開制度/
住民投票制度/財政/住民救済制度/広聴制度
条例の見直し



検討委員会で
行ってきた作業

報告書案作成委員会が
行った作業

これまでに検討委員会で出された
意見を一覧できるように再整理する。

各意見を、検討テーマごとに、「共通項」と「背景と課題」、「論点」に分けて整理する。

何を検討すべきか (検討テーマ)	どのように規定するか (検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等)	検討委員会で出された意見
自治体って何？ 自治の基本 = 市民が主役のまち	自治とは？ 共通項 ・市民生活が優先され、市民が主役のまちで ・市民が自ら責任を持ち、決め、実践して つまり「自ら治める」ことが自治である。 ・自治する市民を創出していくこと。 ・市民と行政が共同体として機能する。 ・市民の身近な問題を解決できる主体的な仕組みが必要である。 ・市民として誇りが持てること ・他から干渉されない自立した自治体となるべきこと。 背景と課題 ・これからの自治体には市民自らが責任を持ち、実践していくことが求められている ・自治体は国・県と対等な立場として機能する面においては市民が主役となることが必要である。そのためにも自治する市民を創出していく必要がある。 論点 ・自治するまちのイメージは何か。 ・たくさんの人々が同時に中心になれるのか	<ul style="list-style-type: none"> 自治の基本 = 「市民が主役」を共通認識として 市民のためにあり、地域のことは市民自らが責任を持って決めていくことを基本にしたい 市民の平等を実現できる 人間と自然、環境の共生を実現 「狭義の市民」だけでなく、他のそれぞれの主体毎の理想を述べることも必要ではない 「企業・事業者」にとつての「理想の自治体とは何？」：税金が安いこと、良質な従業員を得られること？（というだけでは、寂しいので、...） 「NPO/NGO、任意団体との市民」にとつての「理想の自治体って何？」：個人個人の市民としては「理想」と異なるものがあるのだから。 「行政」にとつての「理想の自治体って何」か？ たくさんの人々が同時に中心になれるのか 自治体とは自分たちで自らの事を処置すべき（他からの干渉はすべきでない） 自ら治める自治体 自治するまちのイメージづくり 自治するまちのイメージの共有化 市民生活優先の都市自治分権の確保 市民生活優先の都市像（川崎市）を実現する、市民主権の確保
自治の基本、国 = 地方の対等な関係 ("地方分権型社会")		
自治するまち・川崎		

を繰り返し 中間報告に？

凡例
 明朝体 これまでの検討委員会で出された意見
 ショウゴ体 第6回検討委員会以降に提出された意見
 ■ 左側に反映させたもの
 ● 他の項目で反映させたもの
 斜体 具体的な項目が提示されているもの
 例示には、該当するものがない